

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷二十五第

月一年六十和昭

論 叢

國家科學としての經濟學……………經濟學博士 谷口吉彦

林子平とその經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

調査における統計の役割……………經濟學博士 蜷川虎三

我國經濟發達の特質に就て……………經濟學士 堀江保藏

公庫制の生成機縁……………經濟學士 徳永清行

道家の經濟思想……………經濟學士 種積文雄

研 究

シュピイトホフの景氣理論の批判……………經濟學士 青山秀夫

下請制工業の國民經濟的意義……………經濟學士 田杉 競

英國經濟學に於ける東洋社會の理論……………經濟學士 島 恭彦

說 苑

貿易統計の新しい任務……………經濟學士 有田正三

アツシニア紙幣……………經濟學士 河野健二

附 錄

彙報・外國雜誌論題

林子平とその經濟思想

本庄榮治郎

一 序 言

寛政の三奇士として高山彦九郎・蒲生君平と共に著聞してゐる林子平は、またその著「三國通覽圖説」及「海國兵談」によつて人口に膾炙してゐる。彼は沿海の防備を嚴にして蝦夷を開拓し、軍備の充實を計るべきことを説いたが「細かに思へば江戸の日本橋より唐阿蘭陀まで境なしの水路なり¹⁾」と喝破し「海國とは何の謂ぞ、曰、地續の隣國無して四方皆海に沿る國を謂也。然るに海國には海國相當の武備有て、唐山^{カヲ}の軍書及び日本にて古今傳授する諸流の説と品替れる也²⁾」と叫んで海國としての日本の軍備を説いたことは、あまりに有名なことであり、林子平出てゝ後、國防論が一層盛んとなり海防思想の普及となつたことは、今更いふ迄もないことである。林子平の海防思想は既によく知られてゐるから、暫く之を措き、本稿に於ては、あまり多く世に傳へられてゐないと思はれるその他の經濟思想について之を一瞥したいと思ふ。

子平の經濟思想を見るに足るべき主なる文獻は、その三回に互れる上書である。第一の上書は明和二年正月、子平二十八歳のとき仙臺藩に上りしものであつて、存寄書端俛・存寄國政・學政・武備・制度・法令・賞罰・地利・儉約・章服・雜の十一項より成り³⁾、第二の上書は天明元年十一月子平四十四歳のとき再び仙臺侯に上れるもので、存寄

1) 海國兵談、日本海防史料叢書、第二卷、16頁
2) 海國兵談自序、同上 5頁
3) 六無齋遺草による、日本經濟大典には最初の二項を思慮の一項目とし全篇十項とす

書端倪・富致一・二・三、養蠶・蠟蠟・楮・煮乾海鼠乾鮑・小産物・日用品・財政の諸事を認め、第三の上書は天明五年十一月四十八歳のときの上書であり、國産仕立の事、絹織物の事、紙製の事、産物の事、小産物の事、礦山の事細工の事、國産と楮幣の事、楮幣事略(數項目に分つ)から成つて居り、國産興隆と楮幣とのことを主として論じたものである⁴⁾。この三箇の上書の間に二十年の歲月が流れてゐるが、その趣旨に於て矛盾する處はない。

この外「富國策」は一時的及恒久的の貧富のよつて生ずる所以を説いたものであり、「海國兵談」は海防のことを論じたものであるが、その第十六卷略書の中には經濟思想の徴すべきものが含まれてゐる。

林子平は名は友直、六無齋と號し、元文三年六月二十一日江戸に生れた。後仙臺に住む。安水の頃蝦夷に赴き又長崎に遊び以て海外の事情を探查した。天明五年「三國通覽」の稿成り、六年には「海國兵談」が脱稿した。翌七年「海國兵談」第一卷の刻成り、寛政三年に至つて「海國兵談」全部を仙臺にて板行したが、幕府は板木と共に之を沒收した。翌四年五月仙臺の兄の邸に警居禁錮を命ぜられ、翌五年六月二十一日五十六歳を以て歿した。越えて明治十五年正五位を贈られた⁵⁾。

二 政治と經濟

江戸時代に於て經濟なる言葉が廣義に解せられ政治經濟一般を指したことはいふ迄もないが、子平も亦經濟を經國濟民の意味に解してゐる。即ち曰く「夫經濟とは經邦濟世とて、經は筋道の事、邦は國也。國に筋道を附るを經邦と云也。濟世とは、濟はわたす事にて、此を彼え渡し、彼を此え遣す事也。世は世の中也。世の中の人のすまひ易き様に世話するを濟世と云也」と。而して更に之を詳説して「國に筋道を附るとは士大夫・農・工・商に

4) 日本經濟大典所收の第二、第三上書には上記の項目別なし
5) 長田偶得、林子平(徳川三百年史下卷所收)参照
6) 拙著、日本經濟思想史概説、上卷11頁参照

は、士大夫・農・工・商の筋道を附、山澤・河海・田野には山澤・河海・田野の筋道を附、牛馬畜類には牛馬畜類の筋道を附る事也。濟とは第一に其處を得る様に世話する事也。或は士風奢て武備弛む時は奢を抑て武術を引立る様に世話致し、或は米穀の貴賤常に過る時は其直常に復する様に爲、或は士大夫貧窮すれば富す様に爲、或は商賈の利強ければ其利を抑て利權を奪、或は地の利を盡し、亦は工商の利を取立て國を富す様にする事抔、皆世の中の人のすまひ易き様に世話する事にて濟の持前也。此二つを統て經濟と云也」とし、『扱經濟の大趣意二つあり、封建と郡縣と也』といひ、支那及我國における政治組織の變遷を説いてゐる點から觀るも、經濟も政治も同様の意味に解してゐることが明かである。⁷⁾

然らば政治の大本は何であるか。『先づ政を致候には時と俗と地利とを能呑込候て、時にも宜く俗にも宜く、地利をも遺し不申様に仕』云々といひ、恰も中江藤樹や熊澤蕃山が時・處・位の三者を重視したと同じく、一般抽象的ではなく、その時その處に適した政治を探るべきことを述べてゐるが、その具體的の方策としては『法度號令を嚴に仕、一度定め申候捷をばいつ迄も變せぬ様に下々までも能合點仕らせ、奢侈を禁候て窮迫仕らせざる様に致し、士を勵まし候て武道を盛に仕、上下能合體致候て、國中の士民、天下に我國に勝れる國はなきもの也と思ふ様に仕向候を政の達人と申候』としてゐる。⁸⁾ 封建政治の當時として、所論が武士中心のものとなつてゐることは當然であらう。而して當時の政治の弊としては、政道が國中へ行互らず、各自勝手次第に振舞つてゐることである。即ち『御家中の風儀取しまり不申、諸事放蕩不埒にて、人々我一家をさへ治兼候て、終には困窮と罷成、士風をも取失ひ、武備をも捨果候體に相成申候。是御政道の行届不申故にて御座候』。¹⁰⁾

かくて子平は制度を立てることの必要な所以を説いてゐるが、先づ制度とは何であるか、曰く『制は制作に

7) 海國兵談、218—220頁

8) 拙著、日本經濟思想史概説、上巻 48頁

9) 六無齋遺草 52頁、日本經濟大典第二十卷10頁

10) 遺草 51頁、大典 9頁

て物を作り拵へる事にて候。度は、のりかねにて右の作り拵へる物毎に定法を立置事にて御座候。當世は制度と申事一圓無之候故、萬事萬物人々次第金次第に色々の物數寄致候故、いつとなく華麗奢侈に相成、無用の費多く有之候て人々困窮と罷成候。是に因て此度嚴く制度を可被仰出候。只今も制度の様なる事少は有之候得共、御手當ゆるく有之候故人々一向守り不申候間、此度は隨分嚴く可被仰付候。兎かく政は嚴にしくは無御座候」といひ、更に無用の費を節することについて『扱又費は衣食住より近きは無之候間、先此三物へ屹度制度を可被相定候。只家は風雨をしのぎ、食は腹に滿、衣服は肌ををほひ、寒氣をふせぎ候へば事足り申候。萬事皆この心にて御座候』といひ、更に之を詳細に説明して所謂最少限度の生活保障を説いて居る。¹¹⁾

要するに時の事情を明かにして制度を確立し之を嚴に勵行すべき事を説いたものであるが、更に舊例に拘泥せず新制を立つべきことを説いてゐる點は、祖法墨守・新儀停止の當時としては注意すべき言といはなければならぬ。即ち曰く『當時は世間皆柔弱にて先例舊例を止め候て、新に制作致候事を仕得ず候故、たま／＼心付候事も行ひ兼候人君澤山御座候。兎かく先例舊例になづみ、不學不術なる故にて御座候。何程先例舊例にても、不出來成事にて有之候はゞ、速に改候て別に制作仕候こそ政の本意にて御座候。只今御家にて御先例御先格に不便利なる事不出來なる御事をも御座候はゞ、速に御改め候て、新に御制作可被成置候、惣じて箇様なる事は決斷の場所にて御座候』と。¹²⁾

三 諸侯の窮乏

江戸時代の中期以後、諸侯概ね財政窮乏に陥つたことは一般的現象であり、仙臺藩に於ても同様であつた。然

11) 遺草78頁以下、大典30頁以下

12) 遺草53頁、大典10頁

らばその原因は何處に在るか。子平は之に對して『江戸屋敷と江戸奥方と江戸の普信贈答と此の三つの費夥きことにて御座候』といひ、大名の江戸滞留は旅宿にて萬事を省略すべき筈のところ奢侈花麗を專一にする故、次第に窮迫に陥りしものなりと説き、更に『御手傳計にても大に痛と成候事』とし『江戸奥方の費夥きことに相見得申候』と説いてゐる。¹³⁾

次に然らばこの窮乏を救ふには如何すべきであるか、子平は第一に儉約を説いてゐる。而して『儉約を致候には禮記に計入爲出と申候事をよく吞込が第一に御座候』といひ、『一年の物成を四分一づつ餘し候様に勘定致候を計入爲出と申候』と説き、四分一を餘す方法は『一年の物成を四に分候て共三年中の遺方と仕り、一をば蓄候て飢饉軍旅杯の備と致候事にて御座候』。而して不時の入用は五つある。それは『飢饉・軍旅・水難・火難・病難』であり、その上に『御手傳』がある。この六の備は無くては叶はざるものである。物成の四分一を剩すことが困難であれば、めせて二萬石づつも餘る様になすべきである。それは十年経てば二十萬石の蓄となる。¹⁴⁾

第二には國産の使用と官の職人を置くべきことを説いてゐる。即ち『此以後は御臺所物杯は勿論、吳服物桐油類迄も御國物を可被相用候。勿論御國にても諸色を町人へ被仰付候事を被相止、皆御職人を被相立候て、右御職人へ可被仰付候。御菓子類も御菓子屋へ被仰付候事を被相止、御料理人の如く御菓子人を被相立、御臺所にて御持方可被仰付候』と。第三には家中へ前金貸下を止めること、第四には加増を止めることを説いてゐる。¹⁵⁾

之を要するに子平の擧げた三箇の原因だけで當時の藩財政の窮乏を究むることは不十分である。又その窮乏對策も全く消極的であるが、子平は別に殖産興業のことを論じてゐるから、更にその點を考慮に加へる必要があらう。

13) 遺草94—96頁、大典42—44頁
14) 遺草95—97頁、大典43—44頁
15) 遺草98頁、大典45頁
16) 遺草98頁、大典46頁

〔註〕子平も『旅宿』の語を用ゐてゐるが、それは徂徠が説きたる『旅宿の塊涯』¹⁷⁾といふが如き意味のものではないやうである。徂徠は當時の經濟が一般的に自然經濟から貨幣經濟に、自給經濟から商品經濟に進展したことを指して述べてゐるが、子平はたゞ大名の江戸滞在が旅宿であり、旅宿なる故萬事省略すべきを却て奢侈華麗に過してゐることを説いたに過ぎない。

次に子平は年貢米の四分の一を飢饉軍旅杯の備として餘すべきことを述べてゐるが、この點も徂徠の「政談」にその説を見るこゝとが出来る。即ち『大抵毎年の年貢米四分一は堅く不可賣拂、是古王制の古法也。如此すれば三年にして一年の物成有故に、朋輩の見積も成也。亦大飢饉の節民を救ふことも成也。又一揆兵亂有之節兵糧の支に事關ことなし』¹⁸⁾と。然し此等は當時一般の思想とも見るべきで、必ずしも兩者の思想關係を詮索するにも及ぶまいと思ふ。

四 武士階級論

武士の窮乏と墮弱とはこれ亦當時一般の現象であつた。子平は『御國風取締不申候故、御家中大身小身ともに悉く窮迫仕候。かく窮し候ては武備も衰へ且人柄も悪く相成候て、缺くまじき義も缺き、仕るまじき事をも仕候。總て當時はあしき風俗多く、宜しき風俗は一向無御座候』といひ、その惡しき風俗とは『學問行はれ不申候。武備廢れ果て申候。飲食類を美に致候事を好み申候。衣服居室を美麗に仕候。小歌三味線など流行仕候。家業のもの面々の業を精入候もの不足に御座候。婦女を多く召使ひ申候。會合には手前の風俗を改め、向ふの風俗に合せ申候。又人に辱を受くることをも辱と不致者數多相見え申候』と説いてゐる。¹⁹⁾

この時弊を矯救するには如何にすべきであるか。對策の一は武士士着論である。曰く『土の城下に住居致候は大に武備の衰と罷成候事にて御座候。其品は上にも申上候通、城下詰にて居候へば自然と奢侈華麗に相成、衣服飲食の費多く有之候故、面々の祿をば商人に吸取られ候て窮迫仕候故、中々武備杯心がけべき様は無御座候。却て

17) 拙著、近世の經濟思想、44頁
18) 日本經濟叢書、第三卷、426頁
19) 遺草53-54頁、大典11頁

只今迄所持の武器をも賣代となして用ゆる體に罷成候は城下詰にて居候害にて御座候。然故に士をば在郷へ差置候事武備の主意にて御座候²⁰⁾と。

次には俸祿削減論である。『士に大祿を與る事は其祿に應じて普代の家の子郎黨を扶持せしめて軍役を盡さすべき爲也。然るに常世の如く武士城下に在て奢侈を勤る時は、上に云如く俸祿皆衣食住の雜費と成て、家の子郎黨を扶持する事あたはず。(中略)是を以て考れば、士に大祿を與るは益なき事の第一なれば、三十石以上の士の祿を皆減少して推並て三十石づつにする時は、與る所の俸祿皆軍役の用に立べし。其わけは三百石取りの士に缺落せざる家人十人召連よと云とも、今風の城下詰にては決して不相成事也。(中略)一人前の祿を三十石づつにする時は十人にて三百石也。是三百石の知行を出す代りに、たしかなる軍士十人用ひらるゝ也。是を以て考れば士に三十石以上の祿を與るは只捨るに似たり』然しながら數代與へし俸祿を急に減少することは第一人情に背くことであり、假令それが斷行されても人數が今の二三十倍にもなることであるから、知行割、住所割、組割等以ての外の騷動である。この騷動を恐れて其儘に打捨て置くときは、俸祿は悉く諸士の雜費となり一萬人扶持すべき知行にて僅に五六百人しか扶持せられぬこととなる。如何にして俸祿も費えず、軍士も不足せず、騷動をも生ぜざるの術あるべきか。『竊に憶ば制度を正くし、法令を嚴にし儉約を專にして奢侈を抑、世の中の華美を打反て淳朴の風となし、人々業を勵み利を勤る事を教て諸士をして富しむべし。諸士富たる時、能教諭して面々の祿に應じて家の子郎黨を扶持する術を嚴重に命令すべし。其命令行届て、下に述る割合の心持に家の子郎黨を扶持する時は一萬人を扶持すべき割合の知行にて無相違一萬人扶持せらるゝ也。(中略)如此命令行届ば俸祿も不費、騷動も不生、軍役も不足せずして武術勃起すべし』と。然し『只事を急に計る時は變生する也。三十年を期として改革す

べし。是大政を施す大法也²¹⁾と。

(註)徂徠が武士土着論を説いて居ることは今更いふ迄もない所であるが、大諸侯削減論も亦「政談」に之を見ることが出来る。即ち曰く『總じて四五十萬石に餘る大名は、日本小國には過たる者也。古の制度と積り合するに三代の時公侯の國と云は、今の現米百萬石、伯の國は今の五十萬石、子男の國は二十五萬石位に當る。三代の時分の公侯伯子男の制度、皆々小國の日本に有之事尾大而不掉と云古語に似たり。幸右の様のことあらば、家を二つに分て雙方ともに御立可有事也。(中略)大名の家三十萬石を限にしたき事也²³⁾』と。子平の論は武士俸祿削減論であつて、諸侯俸祿削減論ではないから、兩者の同一性を説くことは誤りであるが彼此の思想に一脈相通するところなきや否やは、俄かに之を斷すべからざるものがあらう²⁴⁾。

更に儉約を説き質實剛健の精神を説いてゐる。即ち『儉はをこりを去事、約はつゞまやかにて萬事放蕩にて無之、取しめて物事を内はにすることに御座候。吝嗇は爲すべき事をも爲さず虧くまじき義をも虧候て金銀米錢などを貪り候事にて有之候』と説き、儉約は『國の貧富強弱の懸る所にて有之候へば國政の中にても大切な事にて御座候』と斷じ、²⁵⁾『衣服を初め、萬事を麁相に致候事。他所他國坏にては御外見あしき坏と被思召候事も可有之候へども、萬事麁相なるが御外見あしきと申候わけは少しも無之御事に御座候。他所他國にては御國の風儀を改不申候は却て御外見宜敷事にて御座候』といひ『とかく士は衣服など華麗なるを貴ぶ事にては無御座候。只魂性のたしかなるを貴ぶ事にて御座候。只今の如くなりふりは立派にても、他所他國にて度々をくれを取候ては、御外見は宜き事は曾て無御座候』となし、²⁶⁾外見よりは質實剛健の氣風を尊重すべきことを説いてゐる。

五 殖産興業論

子平曰く『日本當時の經濟金銀より先なるは無御座候。尤聖人の道にも利用厚生を先と仕、又禮記の玉制にも

21) 海國兵談、167—168頁

23) 日本經濟叢書、第三卷、495—496頁

24) 長田偶得、林子平、前掲書 753頁

25) 遺草93頁、大典42頁

22) 拙著、日本經濟思想史概説、上卷 79頁

26) 遺草79—80頁、大典31頁

經濟の割形を悉く申候得ば、兎角金穀の富を致候は國家第一の政事にて御座候」と。これ彼が殖産興業のことを力説した所以であるが、『其富を致すに時勢と人情とを知りて術を施し候事肝要の事に奉存候』といひ、地利を盡すを以て最も時勢に適し人情に合ひたる方策なりとしてゐる。²⁷⁾

然らば地利を盡すとは如何なることであるか。『地は土地、利は人の利用と成る者の事にて御座候。地利を盡すとは土地より生じて人の利用と成候物共を遺さず取用する事にて御座候。而も』地利は國政の重き事にて有之候へばゆるがせに仕べき事にて無御座候。能地利を取立候へば大に國の富と成候事にて御座候』といひ、また『能く地利を御取立被成置候て産物夥敷出候時は大に御指練の御助と相成候事にて御座候。上にも申上候通り國を富し候事國政の第一なることにて御座候間、地利并に細工ものの儀をば急に御取立可被成置候。一年遅なはり候得ば一年の御損にて御座候間、當春早々より御取立被成置候はゞ可然御事かと奉存候』と論じ、『とかく土産の多きは國の益なり。土産のなきは國の損にて御座候。其品は土産を取て他國へ廻し候時は他國の金銀手前へ入申候又諸物を他國より買入候時は手前の金銀皆他國へぬけ出申候。當時御國は諸物大半他國より仕込候故、御國中の金錢皆他所へ出申候。因て土産を多く御仕立被成置候て、他の金銀御國へ入候様に可被成置候』と述べてゐる。即ち國産を興隆して之を他國へ賣出し、他國の金銀を自國へ吸收せんとするものである。『何卒御國にても日本中へ行渡り候程の大産物を四五品取立申候て、他邦金銀を御國へ取入、御國中を潤澤に仕り人々衣食を足し申度奉存候』とか『他邦の金銀を御國へ取入れ候工夫を專一に奉存候』といへる如き、²⁸⁾ 何れも同一の趣旨を述べたものである。

然らば國産興隆は如何にして行ふべきや。先づ第一には『産物を仕立候には古き事ながら、良田を費し不申、

27) 遺草110頁、大典55頁

28) 遺草87—88頁、大典37頁

29) 遺草108頁、大典53頁

30) 遺草88頁、大典38頁

31) 遺草141、116頁、大典77、59頁

良夫の力を用ひ不申候て、只捨地と婦女兒等の力にて仕揚候事、産物を司り候者の眼の附け所にて御座候事。第二には『産物にても細工物にても一人前の作り方は微に候ても、御國中を取集候て大成致候得ば夥き事に相成候事』。第三には『先づ御國の寒地に負不申品は漆・桑・楮の三木にて御座候。先以此三木を夥く仕立可申候。次には秣を仕立候て御馬二百疋の飼料を取可申候』と述べてゐる。³²⁾

地利を拓くには『先地より生じ候て人の利用と成候物は穀類より大なるは無之候故、人々新田を開候事をば心得居候得共、田畑の外に利の有之候土地を不存して罷在候。當時御國中を見候に地利を捨物にして被指置候處數多相見え申候』といひ、當時に於て地利を盡せる國は『薩州と相見得申候。琉球表黒砂糖は、日本中へ薩州より廻し申候。此外に布類・瀬戸物・草木杯迄夥く出し申候。又備前備中の瀬戸物・疊表・四國の鯨・藍玉・肥前の檜の木・干鰯・上總下總の木綿・琉球芋・紀州遠州の蜜柑・南部の牛馬・會津米澤の蠟燭杯は皆其土地相應の物を仕立たる事にて有之候へば、地利を盡したるにて御座候』と説き、細工物についても『當時尾州の金物細工、播州の皮細工、駿河の竹細工、長州の印籠細工杯皆國の利と成申候』³³⁾。然るに仙臺にては『御國は御大國ながら世間へ流布致候程澤山に産し候物は一品も無之候』といひ、江戸にてもはやせる仙臺米も實は『御國より出し候物にては無御座候。只馬計にて有之候へ共、是も其不足なる事にて御座候』といひ、土産并に細工物の多く産出することが國の益なりとし、進んで仙臺藩の土地相應の物として牛馬・漆・蠟・桑・紙を舉げ、金華山島の植林、江ノ島出島近邊無任の島々の開拓を説き、或は金華山沖の捕鯨、その他海産物としての海鼠・鮑を舉げ、金銀銅鐵石鑛の採掘、瀬戸物の製造其他のことを説いてゐる。³⁴⁾ 寒地に生茂し易き品としては以上の漆・桑・楮の外、胡桃・榧子・珍菓を家毎に植置て、實の油を取て居家日用と爲べし。(中略) 草には麻也。寒地には木綿不生故、皆他邦

32) 遺草166頁、大典81頁

33) 遺草87—89頁、大典37—38頁

34) 遺草89頁以下、大典38頁以下

の木綿を用れども自國の寶貨他邦を流れ出て自國の不經濟となる也。此故に寒地にては自國に産する絹と麻布と紙子と紙布とを用ひ、他邦の木綿を禁ずる事、寒地の一經濟也と知べし³⁵⁾とし、國內資源を計へ上げ地利を盡すことを力説せるは注意すべきことであらう。

而してかくの如くにして増産された産物又は細工物は、楮幣(銅札のこと、次項参照)四十萬兩程を發行して、残らず買上げ、江戸に仙臺屋と稱する大店を設けて專賣すべきことを説いて居る。即ち『扨仙臺屋と申候大店を江戸の眞中に建候て、御國産の品を一粒も不殘右の仙臺屋にて賣弘めさせ、駿河町の越後屋、飯田町の萬屋杯と肩を並べ候大商人に仕立置候て、扨此仙臺屋にて賣溜の金子をば江戸詰の御家中へ被渡下候催合金に相用可申候。ケ様に仕候と御手繰も宜敷、其上江戸詰の諸役人一統に指繰も宜敷候て、江戸詰を嫌ひ候事も相止め、江戸詰の御家中振りも直り可申奉存候事』。かくて『三四年の間には御國中の貧を取直し、人民も古に復し候て目出度御國柄と可相成と乍恐奉存候』³⁶⁾と。これが即ち國外より金銀を取入るゝ方法であつて、勿論日本國內限りのことではあるが、メルカンチリズムの思想と相類するものといふことが出來やう。かくて子平も亦專賣是認論者であつた。

六 銅 札 論

財政窮乏なりし當時の各藩は藩札の發行によつて之を彌縫したものであつた。子平は第二上書に於て楮幣のことを論じてゐる。當時仙臺藩に於ても『只楮幣を可被相行御用意專一と及承候』へども、楮幣は用ふべきものではない。即ち曰く『何國にても其國大窮迫に至り候て楮幣を始め候得ば、國中色々騒立候て、遂に半途にし

35) 海國兵談、213頁
36) 遺草179頁、大典91頁

て止み候もの、由に御座候。扱半途に止み候のみならず是より國綱次第に解け候て、楮幣を始め不申以前より國柄一段取亂れ候もの由咄し申候」と。然らば如何にすべきであるか、子平は曰く「拙者存寄は甲州金の例に倣ひ候て仙臺一分と申者を鐵か銅にて三十萬兩分被相製、急に不相用、漸々に眞の金銀に取交へ通用被相始、初發半年程は兩替の少しも不滞様に被仰付、尤錢相場も眞の金と一文も相違無之通用致候様可被相定候。(中略)扱兩替も無滞、錢相場も違ひ無之上は諸人安堵仕り、無疑通用仕候時に至り候て段々被相出候て遂に三十萬兩分おだやかに通用仕り、眞の金銀も隠れ不申、鐵札と肩を並べ候て通用有之候はゞ國人通用の多きを悦び奸行も出来不仕」云々と。³⁷⁾即ち紙札に代るに鐵札(又は銅札)を以てし、引換を嚴にし、發行方法に意を用ひて、後ちには多額の通用を期せんとしたものである。

而して第三上書に於ては、この論は一層發展し且詳細に論ぜられてゐる。それは前述の殖産興業とも關連するものであつて、國産と銅札とが肩を並べて「仕手」と「脇」との任を盡くし大貨殖を成し遂ぐべきことを説いてゐる。蓋國産を増殖し貨幣を發行して國産を買上げんとするものであつて、即ち專賣の方法を行はんとするに外ならぬ。従て「御國産を夥く仕立候ても楮幣無之候得ば御益薄く、又楮幣計り四十萬兩出來候ても御國産無之候得ば是又御益薄く御座候。兎角御國産と楮幣と仕手・脇を相成し候て、打返／＼御益道も相附候事、拙者存寄の眼目にて御座候事」と述べてゐる。³⁸⁾

國産と楮幣とがかくの如き關係を有すとせば兩者の何れを先きにするべきかといふに、「先づ楮幣を製し候方可然奉存候。其故は楮幣能く行はれ候得ば、先づ指當り候て御國中士凡下萬民の通用宜敷相成候故、眼前の饑寒を免れて急難を救ひ可申候。(中略)楮幣を以て十石五兩の割にて十年賦に被貸下候はゞ是又急を御救ひの一つかと

37) 遺草141—142頁、大典78頁

38) 遺草179頁、大典91頁

奉存候。(中略)御國産の方も不指置、御取始の義專要に奉存候。(中略)御國中寛に相成、遊人隙人も小産物小細工に取懸り、むだ喰ひの人も無之様に相成、都て御國中に乞食菰被等の一人も無之様に仕たき大願に御座候³⁹⁾。

子平は更に進んで楮幣の發行流通の方策を説いてゐるが、それに先立つて去年發行された楮幣が世に行はれざりし所以を明かにしてゐる。即ちそれは一には御引替所なかりし故人々疑心を生じたること、二には銀遣ひの慣習なきにも拘らず何処分といふ銀札を發行したること、三には正金の通用を嚴く禁ぜられたるため疑心を強め彌々以て通用滯滞したことを擧げ、『上より被相止候には無御座候得共、當時は一圓に影もなき様に相成申候』と説いてゐる。而してかくの如き結果となつたことは『第一大公儀への御申分けも難立、又下より止られ候て其儘に被指置候は、御國家の御威風も薄き様に御座候故、何卒銀札再興仕候て御國家の御威風をも相加へ、御國中の貧究をも助け申度奉存候』とし、この銀札を再興するため自ら『取懸りの金主を任可申候』といひ、『大坂表丸屋平兵衛後見手代、長武左衛門并に武州足立郡白幡村大庄屋金子儀左衛門、右兩金主同道にて、先以て金二千兩持參仕、前文の御國産と楮幣と兩様に取懸り申度奉願候』と述べてゐる。⁴⁰⁾

先づ第一に楮幣を行ふは下の爲めに之を行ふものである。曰く『都て楮幣を行候は下の爲め第一にて御座候處取かへ者を高く致し候は急に上の御益と金主の利とを急ぎ候故にて御座候。是は實に下を救にては無御座候、當分は上にて少々御損の懸る程にして能く遣ひ、終に諸人引替を望み可申候時に至候て、多く行ひ出して通用致し其時に札を以て國産を買て他國へ出して正金にする所、上の御益に相成候事に御座候間、利を急かすに能く遣ひ終せ候事を急ぎ候が、はがきを遣ひ候始よりの大主意にて御座候。當分の間は上にて大御損のなき様に仕候方法のみにて御座候、後の大利をふくみ申事也』と。⁴¹⁾

39) 遺草、180頁、大典91-92頁。

40) 遺草181-182頁、大典92-93頁。

41) 遺草182頁、大典93頁。

次に従來の楮幣は紙にて製した札であるが、子平は之を銅にて製せんことを提議してゐる。その理由は「第一には御國の人情にて紙札を以ての外賤み候故、銅札に仕候て人情を堅く仕度奉存候。二つには楮幣と申候物は年限有之もの故、其年限盡候得ば相止め候ものに御座候處、銅に致置候得ば追願被成置候て、萬々世に傳へ申度奉存候。其節引替の勞も無之、又濕損引破り等の患も無御座候故、銅札に仕候て萬世の重寶に仕度奉願候」と説いてゐる。⁴²⁾

右の銅札は何兩何分といふ銀遣ひを止め「只御國人の口馴れ候言葉にて一切札・半切札・三百札と三通に可被成置候」とある。⁴³⁾當時仙臺では金一分のことを一切と稱したのである。

かくて子平は銅札の形を圖示し、發行に要する銅の數量、買取代金、銅運搬費等總費用を見積り、引換正金の準備、引替手數料、其他を巨細に計算し、引替所についても御城下に十ヶ所、其他に四十ヶ所を設け「その所々の有徳なる者の隣家か向に相建可申候。是は御引替所にて利を得て見せ候はゞ、彼の有徳の者羨く存じ候て加金もそろく仕、後には一箇所を持受候様にも可相成哉と奉存候」と。⁴⁴⁾

之を要するに子平の楮幣論は實は銅札論である。第二上書に於ては錢札又は銅札となつてゐるが、結局は第三上書における銅札論が最後の決定のものと考えべきであらう。而もそれは國產の專賣と關連し、且發行の方法、引替等について周到なる注意を拂つたことを見るべきである。

七 町 人 論

町人無用論は江戸時代の一部學者によつて唱へられた所であるが、子平も亦その一人であつて「町人と申候者

42) 遺草183頁、大典93—94頁
43) 遺草184頁、大典94頁
44) 遺草184頁以下、大典94頁以下

は只諸士の祿を吸取候計にて、外に益なき者に御座候。實に無用の穀つぶしにて有之候間、何か被召使様可有之奉存候。御吟味可被成置候⁴⁵⁾といひ、町人を無用の穀潰しと迄極論してゐる。

而も當時の町人は物價高低の權をその掌中に握つてゐた者であつた。このことは子平も認めざるを得なかつた點である。即ち『當時は右の權柄町家に有之候故、商人共己等が利慾の爲、我儘至極なる商賣を仕候。當時にて申候へば現米渡りの節は米直段を賤く致し、盆暮杯には錢を貴く仕候。總て是のみに不限、諸商賣の致様皆如斯にて有之候。是は右權柄町家に有之候故にて御座候』と。この權柄を取上ぐるためには『先他所仕込を相止候はねば不能成御事に御座候』といひ、また『諸商賣物の直段相場杯は上より被相立候様に仕度事にて御座候。直段相場の御吟味有之候へば町人共不法の商賣を致得ず候』と述べてゐる。⁴⁶⁾

又當時の武士は町人の財力で抑へ付けられてゐたのであるが、之に對しても子平は『大文字屋を初め御國の町人共へも金銀貸借御用被仰付置候事甚不宜事にて御座候。其品は御家中諸士の貧福強弱を悉く商人共に見拔れ候故、是程惡き事は無御座候。何卒此事をば可被相止候』といひ、更に『御國中窮迫致候と申候も上計にて有之候。百姓町人は一圓窮し不申候間相應に御用金可被仰付候』と説き、町人抑壓の論鋒を進めて居る。⁴⁷⁾然し以上の事柄は各その據つて來るところがあるのであるから、その源を改めるの方策を説かざる以上、その末のみを改めることは困難である。尤上述の殖産興業と專賣策とが成功すれば、町人の地位は動搖せざるを得ないことであらう。

次に工人については如何。國産増殖の政策からするも工人は必要である。それで子平は『兎かく工人の多きは國の益と相成申候』と説いてゐるが、然しこの工人は町人たる工人ではなく『工人は諸士并御足輕杯を御取立候

45) 遺草76頁、大典29頁
46) 遺草106頁、大典51頁
47) 遺草105頁、大典51頁

事宜敷御座候。加州の簀笠、長州の印籠、有馬の割籠も皆家中どもの細工にて御座候。勿論婦女迄も空く年月を送り不申、何にても細工事可仕旨可被仰出候」と説き、恰も家中工業と同様の論法を用ひてゐる。

要するに以上の商人及工人に對する意見は、封建經濟の當時のこととて、武士階級中心の見地から立てられたものといふべきである。

八 貴穀及貯穀論

元祿以後貨幣は普及し金銀を貴ぶことが一世を風靡したが、學者の多くは貴穀賤金の思想を説いた。子平も亦曰く『當世上下ともに穀を賤じて金を貴ぶ也。其心根、穢、饑饉して米穀何程貴とも、金銀さへ多ければ買求る事付易し。此故に金銀を第一として穀を心とせざる也。是甚危き心懸也』といひ、その理由は三四ヶ國の饑饉ならば他より廻米し得るも、若二三十ヶ國も饑饉とならば廻すべき米もない。『其時に至て金銀を照じて飲とも命は助る間敷也』といひ、兵亂の世には農民も快く農作することは困難であるから、饑饉歳でなくとも米は不足するものである。『此所を能吞込て金銀は命を救ふ第二番の物なる事を知て、米穀を第一、金錢を第二と心得て、平日食糧に成べき物を貯る事を勤むべし。是國郡を領する人、第一の覺悟にして、下庶人に至る迄も此心懸を忘却する事なかれ』と説いてゐる。而して貯穀の方法は古今種々なる説あるも『一概に泥む事勿れ。只國土の沃瘠、其歳の豊凶等を考て臨時に分量を定て貯べし。大概凶年は三十年に一度、大饑饉は六十年に一度至る者也』としてゐる。

貯穀の一種としての義倉について子平は『義倉は城下にも在々にも上の倉を立置、士も百姓も身代高の廿ヶ一

48) 遺草89頁、大典38頁
49) 海國兵談前掲書、202—203頁

とか、三十ヶ一とか定候て穀を出させ、右の義倉へ入置、饑饉と軍旅との備に仕る事にて御座候。尤右の穀は皆糶にて蓄候事に御座候。糶は數十年経候ても損じ不申候。扱又右の穀を士へも百姓へも借し候事も有之中候。返納の節は利息を出させる事にて御座候⁶⁰⁾とあつて、士も農民も穀物を醸出するものであり、必ずしも富裕者の捐出に待つわけではなく、且飢饉の救済ばかりでなく、軍旅の備にもせんとしてゐるから、普通に所謂義倉よりも多少廣義のものとするべきである。

子平は義倉に糶を貯ふべきことを主張してゐるが、更に收納米並に士への俸祿をも亦糶を以てすべきことを論じてゐる。即ち曰く『他國御拂杯に相成候御穀は格別、御國にて御用ひに相成候御穀をば糶にて御收納被成置、現米御扶持方杯に被下置候にも糶にて可被下置候。是も古法に御座候。當時も水戸様にては皆糶にて用ひ申候⁶¹⁾』と。

九 結 言

以上述べた所によつて子平の經濟思想の主なる點は明かであると思ふ。その中には當時一般の經濟思想と異らざる點も少くないのみならず、或は徂徠の説と對照して換骨奪胎の感なき能はざる點もあるが、亦子平の説として特に注意すべきものも少くない。例へば先例に泥まず改革すべきを説き、急激なる改革を避けて三十年を期して改革すべしとせる如き、特に殖産興業を説き、資源を重視し地利を拓くべきを説ける如き、或は銅札論の如きこれである。

然しながら子平の説ける産業興隆の思想はそれ自身が最後の目的ではなく、武備のための富國論であつた。即

50) 遺草60頁、大典16頁
51) 遺草60頁、大典16頁

ち曰く『如此國を富せ人を富す事を演説するも、武を張べき爲の事也。何程國君より命令有ても、又は人々心八丈に武を好ても、貧乏なれば武を張る事は不成也。國家に武備なきは國非其國と云もの也』とし、これがために支那の古聖人の政も農と儉とを教へて國を富し、人を富せて武を張るべき事を第一に教へ、和蘭は寒地にして五穀稔らざる故、萬里の外國へ通商し諸國の寶貨を取入れて自國を富まし、武を逞くし萬里を隔たる呱呱國を領有するに至りしことなどを説いてゐる。⁵²⁾

否、武備よりも更に重要なものは學政である。子平曰く『國政に肝要なること九篇書記差上申候。(中略)九篇と申候は學政・武備・制度・法令・賞罰・地利・儉約・章服雜にて御座候』と説き、『先國政は人才を得候事を第一と仕候。然に人才は學問より生じ候者にて御座候故、國政の第一には學政を先と仕事にて御座候』云々と。⁵³⁾蓋し『富を致すの政を仕度奉存候ても、和漢古今の事跡を多く存じ候ねば了簡も湧出不申、規繩も立不申候に付、第一御國に學校を建立候て人々を教立て、先人才を取立候て其上に政談に可及事に奉存候』といひ、學校の出來た上にて『文武を講じ申度奉存候』としてゐる。然し『學校を建て候にも金子不足にては難相成候間、左に申上候如く金子千兩を元手に仕、貨殖次第に學校を建て可申奉存候』とて其方法を説いて居る。即ち『實は此學校を建立可仕爲めの貨殖の術に御座候』といひ、或は『國中潤澤に相成候はゞ一の奥の手には前文中申上候學校に於て十分に文武を講じ御國風を一變任り候て、日本無雙の文武國に可仕儀、此一策に御座候様に奉存候』といへる如く、貨殖致富は手段であつて、最後の目的は學校の建立にあつた。⁵⁴⁾即ち文教を興すことが大眼目である。またその著「富國策」に於て貧富の岐るゝ所以を論じ、『百年而欲於富者、有干文武、教化行はるれば天下之富を保つ。則ち國君世家之教導する所』⁵⁵⁾といへる如きも、國家百年の大計として着眼せる所を示せるものであり、それは全く貨

52) 海國兵談、215頁
53) 遺草54頁、大典11頁
54) 遺草111、123、143頁、大典55-56、64、79頁
55) 遺草43頁、大典3頁

殖の上にあらす、財用の上にあらす、専ら教化の一點に存することを知るべきである。これ蓋し學興りて始めて國家の隆昌を致す所以であらう。

而して學問に對する考も普通の儒者流の考とは甚しき相違があつた。即ち曰く『兎かく學問は朱子流も陽明流も仁齋流も徂徠流も入不申候者に御座候。只博く書を讀候て和漢古今の治亂與廢損益得失を知り候へは自然と才智は生じ候者に御座候。然る故に學校所に書籍を夥敷入置候て人をえらます讀書仕らせ候事、學政の主意にて御座候』と、或はまた『只今の學校の如く御儒役之者晝の中計り出勤致候て四書・小學・近思錄杯を一二枚づゝ講釋致候計りにては何の役に立不申候間、此度被相改候て、實に學問の益に相成候様御取立可被成置候』と説いてゐる。その方法の是非は兎に角として、學政についても一家の見を有せしことは注意すべきことであらう。

以上論ずる所によつて之を見れば、子平が殖産興業或は廣く政治財政經濟のことを論議したるは全く學政を興すための手段であつたのであるから、その經濟思想が如何なるものであつたかを論ずることは、あまり重要な意義を有せざるかの如くにも考へられる。然しながら林子平といへば直に「海國兵談」「三國通覽圖說」を想像する如く、海防論がその全部であるかの如く速断され勝ちであるが、その著「富國策」にしても三篇の「上書」にしても、また「海國兵談」のうちにも當時の財政經濟に關する意見の存する事を知ること、たとひそれが學政の手段としてであるにしても必要なることといはなければならぬ。殊にその經濟説のうちには、上述の如く種々注目すべき意見があり、或は現時我國の世情に照して参考とすべき意見も存するのであるから、之を究むることは必要のことと考へざるを得ない。是れ敢てこの一小論を草し、以て子平の從來あまり顧みられざりし點を明かにした所以である。